

「福岡市介護実習普及センター事業及び福岡市働く人の介護サポートセンター事業」

「福岡市障がい者高齢者住宅改造相談事業」業務委託

提案競技に関する質問に対する回答

2024年1月25日

福岡市

「福岡市介護実習普及センター事業及び福岡市働く人の介護サポートセンター事業」「福岡市障がい者高齢者住宅改造相談事業」業務委託
提案競技に関して、2024年1月 24 日までに提出された質問に対する回答を公表します。

No.	資料名	項目	質問内容	回答
1	資料1	企画提案書の様式	<p>「様式 5」具体的な内容：介護実習・普及事業の記載について</p> <p>委託仕様書の別表 2 に記載されている「自助具製作教室」と「家族介護者のつどい」については、「様式 5-1～5-5」の中に、その記載箇所が記されていません。「自助具製作教室」と「家族介護者のつどい」については記載しなくてもよろしいという理解でよろしいでしょうか。記載が必要であれば記載箇所を、また、特に記載箇所の指定が無ければその旨をご教授ください。</p>	<p>「自助具製作教室」については、「福祉用具等普及事業」にあたりますので、「様式 6」に記載お願ひいたします。また、「家族介護者のつどい」については、「介護実習・普及事業」にあたりますので、資料2(仕様書)を修正いたしました。合わせて企画提案書様式の「様式 5-2」を修正し、記載箇所を設けましたので、「様式 4-1」で事業実施方針を、「様式 5-2」で具体的な内容を記載ください。</p>
2	資料1	企画提案書の様式	<p>様式 7 と様式 8 の記載項目について</p> <p>企画書表紙の「様式 7」「様式 8」と記載用紙「様式 7」「様式 8」について、その「7」と「8」の番号が食違っております。書類を提出する際は、企画書表紙の順番で整理し記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>企画書表紙の記載が誤っておりましたので、修正いたしました。記載用紙の「様式 7」「様式 8」に合わせて記載ください。</p>
3	資料3	住宅改造相談センター事業	<p>このセンター長の配置については、介護実習普及センター長との兼任が可能と記載されていますが、介護実習普及センター及び働く人の介護サポートセンターの長と兼任が可能という意味と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>介護実習普及センター及び働く人の介護サポートセンターの長と兼任が可能です。</p>

4	資料1 資料2	介護実習普及センター事業及び働く人の介護サポートセンター事業	<p>資料1(募集要項)と資料2(委託仕様書)において、働く人の介護サポートセンターの休館日に関する記載内容が異なっています。</p> <p>祝日・振替休日については、資料1の記載内容が正しいという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>資料1(募集要項)の記載内容が正しいです。資料2(委託仕様書)の該当箇所を修正いたしました。</p>
5	資料2	介護実習普及センター事業及び働く人の介護サポートセンター事業	<p>働く人の介護サポートセンターの運営場所が福岡市役所本庁舎地下1階となっている令和5年度における「介護実習普及センター事業と働く人の介護サポートセンター事業の委託料契約金額が 58,114,100 円(うち働く人の介護サポートセンターが 8,580,000 円)であるのに対して、今回の募集で示されている令和6年度契約上限額は 51,046 千円とされており、7 百万円余の大額な減額となっております。この減額の主な理由は、働く人の介護サポートセンターの開設時常時2名配置(令和5年度)を1 働名配置(令和6年度)に変更されたこと、働く人の介護サポートセンターの運営場所が介護実習普及センター内に変更されたことと思われます。</p> <p>そのため、「センター」の運営に関する業務中の職員の配置について、介護実習普及センターの開館中は常に2名配置、そして介護実習普及センター内に設置している働く人の介護サポートセンターの開設中(午後6時～午後8時以外は介護実</p>	<p>午後6時～午後8時以外の時間帯は、介護実習普及センターの2名配置のうち1名が介護支援専門員であれば、その者が働く人の介護サポートセンター職員を兼ねることは問題ございません。</p>

習普及センターの開館時間内)は介護支援専門員の資格を持つ職員を1名常時配置と記載されています。

この職員配置についてですが、午後6時～午後8時以外の時間帯は、介護実習普及センターの2名配置のうち1名が介護支援専門員であれば、その者が働く人の介護サポートセンター職員を兼ねてもよろしいという理解でよろしいでしょうか。それとも、必ず3名の実人員数の配置が必要ということでしょうか。